

全国高等学校メディア教育研究協議会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称を、全国高等学校メディア教育研究協議会(略称「全高メディア協」)とする。

(目 的)

第2条 本会は、これまでの視聴覚教育・放送教育研究の成果を融合発展させ、高等学校におけるメディア教育を推進し、研究成果の交流、研究の便宜および加盟団体相互の連携をはかり、メディア教育の普及発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①加盟研究会並びに関連諸団体との連絡協力
- ②研究発表、研究事業および研修集会などの開催と開催協力
- ③校内放送活動などの指導および研修集会の開催協力
- ④機関誌、研究資料などの作成配布
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

(会員・組織)

第4条 本会は、各都道府県における高等学校メディア教育研究会、高等学校視聴覚教育研究会、高等学校放送教育研究会等、本会と目的を同じくする研究会および個人会員で組織する。
2 本会は、単位研究会を、北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州の6ブロックの地方メディア教育研究会(略称「地方メディア研」)に分けて組織運営する。

(賛助会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人および団体をもって賛助会員とすることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 7名 |
| 理 事 | 各単位研究団体より1名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員の選出)

第7条 会長は理事会において選出する。

- 2 副会長は理事会において各地方メディア教育研究会より選出された6名と在京の理事1名とする。
- 3 理事は単位研究会会長各1名とする。
- 4 監事は関東・甲信越地方の理事から理事会において選出する。
- 5 本会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は会長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 会長・副会長の任務の分担に関する細則は別記定める。
- 4 理事は、会長・副会長とともに理事会を構成し会の運営にあたる。
- 5 監事は本会の業務及び会計を監査し、理事会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときはこれを補充する。ただし、その場合の任期は前任者の残りの期間とする。

第3章 理 事 会

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集し、会長が必要とする本会に関する事項を協議する。

- 2 理事会は会長・副会長・理事・監事をもって構成し、年1回開催する。ただし、緊急を要する事項については、会長・副会長の協議をもってこれを処理し理事会に報告する。また、必要あるときは臨時に開催することができる。

- 3 理事会は次の事項を審議する。

- ①事業報告・事業計画
- ②会計決算・予算
- ③規約の変更
- ④その他本会の運営に関し必要な事項

(定足数・議決)

第11条 会議の定足数は、定数の2分の1以上とする。

- 2 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

第4章 委 員 会

(委員会)

第12条 本会の事業達成のために、必要な委員会をおくことができる。委員会に関する細則は別に定める。

第5章 事 務 局

(事務局)

第13条 本会の諸事業を行うため、事務局をおく。

(事務局および事務局員)

第14条 事務局に、事務局長、会計および事務局員をおく。

- 2 事務局長、会計および事務局員は、会長が委嘱する。
- 3 会計は本会の会計事業を処理する。
- 4 事務局長、会計および事務局員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 会 計

(会 費)

第15条 本会の経費は、各単位研究会の分担金、個人会費、賛助会費、行事参加費および寄付金その他をもって充てる。

- 2 分担金の額に関する細則は別に定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

(規約の改正)

第17条 この規約の改正は、理事会において承認をうけるものとする。

(細 則)

第18条 この会の運営に必要な細則は、会長が別に定める。

(施 行)

第19条 この規約は、前の全国高等学校視聴覚教育研究協議会と前の全国放送教育研究会連盟高等学校研究会を統合して新たに発足した本会の規約として、平成14年4月1日から施行する。

分担金に関する細則

- 1 団体分担金は各都道府県の加盟学校数に基づき、50校までは年間20,000円、51校以上100校までは26,000円、101校以上は32,000円とする。
- 2 個人会費は1,000円とする。
- 3 個人加盟の研究団体は1校あたり150円とする。